

リスク分担表(案)

○:主負担(リスクが顕在化した場合に原則として負担を行う)

△:従負担(リスクが顕在化した場合に限定的な負担を行う)

空欄:リスクが顕在化した場合に原則として負担を行わない

リスク分担については、最終的に事業契約書等において定める。

段階	主なリスク/ 関連する業務の 種類	No.	主なリスクの内容	要因等の分類等	負担者		備考
					国	事業者	
共通	提示資料の誤り	1	入札説明書等の誤りによる費用の増加		○		
	法令の変更	2	法令の変更・新設による費用増加	矯正施設の維持管理及び運営に関するもの(ただし、矯正施設の維持管理及び運営に関する事業以外の事業にも適用されるものを除く。)	○		事業者の負担する費用が減少した場合には減額変更を行う。
		3		上記以外のもの		○	事業の遂行に重大な支障を来す場合であって、これによる増加費用及び損害により事業者の経営に重大な影響を受ける場合には、国は事業者と協議することができる。
	税制の変更	4	消費税の範囲変更及び税率変更に関するもの		○		減税措置があった場合には減額変更を行う。
		5	PFI事業に特定の税制の新設・変更		○		減税措置があった場合には減額変更を行う。
		6	一般的な税制変更に関するもの			○	減税措置があった場合には、減額変更することについて、国は事業者と協議することができる。
	許認可の取得等	7	許認可取得の遅延	事業者が取得すべきもの		○	許認可取得の遅延が法令変更による場合についてはNo.2、No.3を、不可抗力による場合にはNo.20を参照
	近隣対策	8	本事業を事業計画地で実施すること自体に関わるもの		○		
		9	上記以外のもの			○	
	環境の保全	10	事業者が行う業務に起因する騒音、振動、大気汚染、有害物質の排出・漏洩等に関するもの			○	
	第三者賠償	11	事業者の責めに帰すべき事由により、第三者に損害を与えた場合の賠償責任			○	
		12	上記以外の事由(法令変更及び不可抗力を除く。)により、第三者に損害を与えた場合の賠償責任		○		
	金利	13	金利変動による費用の増加	事業期間中の金利変動		○	
	資金調達	14	事業者の必要な資金の確保に関すること			○	
	物価	15	物価変動による費用の増加	事業期間中の物価変動	○	△	一定範囲までの増額分については事業者が負担し、それを超える部分については国が負担する。また、一定範囲を超える減額分については減額変更を行う。
	性能リスク	16	要求水準の未達による費用の増加			○	
		17	要求水準の変更による費用の増加		○		費用が減少した場合には、事業費を減額する。
	事業の中止・延期	18	事業者の責めによるもの	事業者の事業放棄、破綻、事業者が提供するサービスが要求水準を満たさなかった場合		○	
		19	国の責めによるもの	国の債務不履行	○		

段階	主なリスク/ 関連する業務の 種類	No.	主なリスクの内容	要因等の分類等	負担者		備考	
					国	事業者		
共通	不可抗力	20	不可抗力(暴風、豪雨、洪水、地滑り、落盤、落雷、地震その他の自然災害、又は火災、騒乱、暴動その他の人為的な現象のうち、通常予見可能な範囲を超えるもの)に起因する費用の負担	事業者の債務不履行による二次的被害等を除く	○	△	一定割合に至るまでは事業者が負担し、超過するものについては国が負担する。	
		21	不可抗力に至らない事象(事業者が通常予見可能な、国及び事業者に帰責事由のない風水害等の事象を含むがこれに限られない。)に起因する費用の負担			○		
維持管理・ 運営段階	施設・設備の 損傷	22		事業者の責めによるもの (施設・設備の劣化に対して適切な措置がとられなかったことに起因するものを含み、劣化の原因が施設設計・建設段階の不備等に起因し、かつ、事業者では適切な措置を講ずることができない場合を除く。)			○	
		23	施設及び国が整備する設備、機器、備品等の損傷、滅失に対応する費用の増加	国の責めによるもの (事業者の債務不履行による二次的被害等を除く。)	○			
		24		第三者(被收容者等を除く。)の責めによるもの (事業者の債務不履行による二次的被害等を除く。)	○	△		事業者により保険契約が措置(提案によるものを含む。)され、これに基づき保険金が支払われた場合であって、増加費用が当該保険金を超過したときは、国が当該超過分を負担する。
		25		事業者の責めによるもの (設備の劣化に対して適切な措置がとられなかったことに起因するものを含む。)			○	
		26	事業者が整備する設備、機器、備品等の損傷、滅失に対応する費用の増加	国の責めによるもの (国の故意又は重過失によるもの及び事業者の債務不履行による二次的被害等を除く。)	○	△		事業契約上措置することとされている保険契約に基づき保険金が支払われた場合であって、増加費用が当該保険金を超過したときは、国が当該超過分を負担する。
		27		第三者(被收容者等を除く。)の責めによるもの (事業者の債務不履行による二次的被害等を除く。)	○	△		事業者により保険契約が措置(提案によるものを含む。)され、これに基づき保険金が支払われた場合であって、増加費用が当該保険金を超過したときは、国が当該超過分を負担する。
		28	国の事由による供用開始の遅延によるもの			○		
	29	上記以外による遅延				○		法令変更による場合についてはNo.2、No.3を、不可抗力による場合にはNo.20を参照
	維持管理・運営 コスト (全般)	30		事業者の責めによるもの			○	
		31	維持管理・運営業務の遅延、費用の増加	上記以外の場合 (法令変更、不可抗力リスクを除く。)	○			法令変更による場合についてはNo.2、No.3を、不可抗力による場合にはNo.20を参照
		32	光熱水費の増加	独立採算事業以外の部分に係る光熱水費の増加	○			給食業務、洗濯業務の実施に係る光熱水費については、使用量の節減をできる限り図るため、エネルギー使用量及び水使用量のベンチマークを定め、モニタリングを行う。
		33		独立採算事業に係る光熱水費の増加			○	
	被收容者等の行為に 起因する損害 (国及び事業者の責めに 帰すべき事由がある場合を除く。)	34	被收容者等の行為に起因する施設及び国が整備する設備、機器、備品等の損傷による修繕費用の増加(国及び事業者に責めに帰すべき事由がない場合)			○		
35		被收容者等の行為に起因する事業者が整備する設備、機器、備品等の損傷による修繕費用の増加(国及び事業者に責めに帰すべき事由がない場合)	被收容者等の行為が、備品等の通常の使用の範囲内であった場合			○		
36			上記以外の場合(事業者の債務不履行による二次的被害等を除く。)	○	△		事業契約上措置することとされている保険契約に基づき保険金により補填された部分を除く。	
37		被收容者等の行為により、国の職員、従事職員及び第三者に損害が発生した場合の損害賠償等			○	△	保険又は同等の措置を超過する部分は国が負担する。	

段階	主なリスク/ 関連する業務の 種類	No.	主なリスクの内容	要因等の分類等	負担者		備考
					国	事業者	
維持管理・ 運営段階	秘密情報 漏洩リスク	38	施設の保安情報や被收容者等の個人情報 の漏洩に関する損害賠償等	国職員の不正な取り扱いによる場合を除く。		○	
	備品の損傷 リスク	39	食器、衣類等、被收容者等が使用する備 品の損傷			○	被收容者等の行為に起因する場合 には、No.35、No.36を参照
	庶務・経理事務 支援業務	40	誤った情報提供に起因する増加費用の 発生	提供する情報の内容について、あらかじめ センター長の承認を受けていない場合		○	
	警備業務	41	要求水準を満たさない業務実施に起因す る事故、盗難、火災		○	△	事業者は、事故の原因や件数に応じ、 一定の違約金を支払う。
	給食業務	42	食中毒、異物の混入の発生	被收容者等の責めに帰すべき場合を除く。		○	
	職員食堂 運営業務	43	職員食堂の収入減少	国の責めに帰すべき場合を除く。		○	
	職員等に係る 寝具の提供業務	44	利用収入の減少	国の責めに帰すべき場合を除く。		○	
	医療情報 システム業務	45	情報システムの故障等による増加費用の 発生	国職員の不正な取り扱いによる場合を除く。		○	
		46	情報システムの更新に要する費用の増 減	運営期間中に情報システムが技術的に 陳腐化した場合の更新を含む。	△	○	一定期間経過後、情報システムが 技術的に陳腐化した場合には、一 定の条件を満たすことを前提に、陳 腐化対応に必要な費用負担につい て、国と事業者の間で協議する。
	医療機器等の整備 及び管理業務	47	提案時から設置までの間の技術的な陳 腐化による費用の増減		△	○	後継機種の機能が上昇、市場価格 も上昇した場合は協議
		48	設置時から更新時までの間の技術的な 陳腐化による費用の増減		△	○	後継機種の機能が上昇、市場価格 も上昇した場合は協議
		49		事業者の責めによるもの (施設・設備の劣化に対して適切な措置 がとられなかったことに起因するものを含 み、劣化の原因が施設設計・建設段階の 不備等に起因し、かつ、事業者では適切 な措置を講ずることができない場合を除 く。)		○	
		50	医療機器等の故障等による増加費用(修 理費等)の発生	国の責めによるもの (事業者の債務不履行による二次的被害 等を除く。)	○	△	事業契約上措置することとされてい る保険契約に基づき保険金が支払 われた場合であって、増加費用が 当該保険金を超過したときは、国が 当該超過分を負担する。
		51		第三者(被收容者等を除く)の責めによる もの (事業者の債務不履行による二次的被害 等を除く。)	○	△	事業者により保険契約が措置(提 案によるものを含む。)され、これに 基づき保険金が支払われた場合で あって、増加費用が当該保険金を 超過したときは、国が当該超過分を 負担する。
	医療関連 業務	52		国職員の医療ミス等、国の責めによるも の (事業者の債務不履行による二次的被害 等を除く。)	○		
		53	医療事故への対応費用の負担	医療機器等の管理不備等、事業者の責 めによるもの (施設・設備の劣化に対して適切な措置 がとられなかったことに起因するものを含 み、劣化の原因が施設設計・建設段階の 不備等に起因し、かつ、事業者では適切 な措置を講ずることができない場合を除 く。)		○	
	人工透析業務	54	人工透析機器の故障等による増加費用 の発生	国の責めに帰すべき場合を除く。		○	
		55	医療事故への対応費用の負担	国の責めに帰すべき場合を除く。		○	
支払遅延・ 不能	56	国の事由による支払いの遅延・不能		○			
終了時	設備の性能	57	事業期間終了時における要求性能水準 の保持			○	
	終了手続	58	事業の終了時の手続に関する増加費 用の発生及びSPCの清算手続に必要な費 用の負担			○	